



見逃せない情報がココに

見落としがちな「募集」「お知らせ」などの「情報」が満載
このページも見落とさないで、要チェック!

平戸市役所 ☎22-4111 生月支所 ☎22-9200 田平支所 ☎22-9210 大島支所 ☎55-2511
中部出張所 ☎22-9180 南部出張所 ☎22-9190 館浦出張所 ☎22-9204 度島連絡所 ☎22-9176

募 集

半元キャンプ場開設期
間中の管理人を募集

野外活動やレクリエーションの場として毎年にぎわいをみせる市営半元キャンプ場の管理人を募集します。希望する人は、観光課に申し込みください。

なお、期間中は施設に常駐してもらうことが条件となります。

○雇用期間 7月1日(水)～8月31日(月)【62日間】

○業務内容 利用者の受け入れや料金の徴収業務、施設の管理業務など



○募集対象 個人または団体(申し込み多数の場合は書類選考します)

○申込期限 4月30日(木)

○申込方法 市ホームページに掲載の申込様式または、観光課に備え付けの申込用紙に記入して、申し込みください。

○問 観光課観光振興班
(☎22・9140)

ふるさと納税の「お礼の品」を募集

○お礼の品の条件 平戸市内で栽培、製造、加工、販売、サービスなどがされていて、次のいずれかの要件に該当するもの

▼平戸市の特産品として広く認められているもの

▼平戸市の魅力を「体感できる」「懐かしんで頂ける」もの

▼その他、平戸市のPRにつながるような商品やサービス

○提供事業所の要件 平戸市



市内に、本店または営業所(工場などを含む)のいずれかを有する事業者であることなど

○申込期限 4月24日(金)

○申込方法 まずは、ふるさと納税推進班まで連絡してください。

○問 企画財政課ふるさと納税推進班
(☎22・9113)

お知らせ

平戸城100名城スタンプについて

4月1日から100名城

春の全国交通安全運動の実施について

スタンプについては、平戸城休館に伴い、左記2カ所にて行います。なお、天守閣については引続き休館中です(リニューアルオープンとは令和3年4月予定)。

○スタンプ設置場所
▼平戸観光交流センター
内観光案内所
▼本庁観光課(平日のみ)
○問 観光課観光振興班
(☎22・9140)

平戸古地図ウォークについて

古地図を片手に現代の道路と古地図に描かれている道路を検索しながら、ウォークを楽しみませんか。

○とき 4月26日(日)午前9時～(午前8時受付)

○集合場所 平戸港交流広場

○申込期限 4月16日(木)

○参加費 無料

○定員 20人

○問 ジョグトリップ(網本)
(☎090・8913・6452)



・重点実施項目
○スローガン
しっかりと 止まって確認
横だん歩道

○問 総務課危機管理班
(☎22・9101)

平戸文化センターの休館日の変更

大規模改修工事に伴い、休館していた平戸文化センターが、4月1日から開館します。併せて、これまで休館日となっていた月曜、祝日も4月からは開館となります。

また、ホームページをリニューアルするとともに、新たにラインアカウンタを設けておりますので、ぜひご利用ください。

○ホームページアドレス
<https://hirado-culture-center.com/>
○ラインアカウンタ



○問 平戸文化センター
(☎22・5300)

令和2・3年度の後期高齢者医療保険料が変わります

後期高齢者医療の保険料は2年ごとに見直すこととなっています。令和2・3年度の保険料は次のとおりです。なお、令和2年度の保険料額は、令和元年中の所得に基づいて、7月に決定してお知らせします。

	平成30年・令和元年度保険料	令和2・3年度保険料
均等割額	45,800円	47,200円
所得割率	8.67%	8.98%
賦課限度額	62万円	64万円
軽減について		
5割軽減	33万円+(28万円×世帯内被保険者数)以下	33万円+(28万5千円×世帯内被保険者数)以下
2割軽減	33万円+(51万円×世帯内被保険者数)以下	33万円+(52万円×世帯内被保険者数)以下

保険料の計算方法
均等割額+所得割額{(前年中の総所得金額等-33万円)×所得割率}

○問 健康ほけん課国保年金班
(☎22・9124)

快適な生活環境のお手伝い

有限会社 鶴丸設備

営業種目

- 給排水設備工事
- 浄化槽設備工事
- 浄化槽維持管理
- 浄化槽清掃

どんな小さな事でもお気軽にご相談ください。

TEL.0950-23-3629 FAX.0950-23-3921

平戸市大久保町1732番地4

平戸銘菓 カスドース

平戸銘菓 全国発送承ります

平戸市木引田町431 桜針の館

TEL 0950-23-8000 FAX 0950-23-8700

<http://www.hirado-tustaya.jp>



海上ホテルからのご提案。そして、おもてなし。心を込めて、思い出に残るご法事をお手伝いさせていただきます。

ご法事プラン 百合コース 忌明けなどにも最適お特別なプランです。

ご法事プラン 菊コース 少人数からでもご利用いただけます。

平戸海上ホテル

〒859-5102 長崎県平戸市大久保町2231-3

ご予約・お問合せ TEL/0950-22-3800 <http://hiradokaijyohotel.co.jp>

お知らせ

平戸市がん患者かつら
購入費補助金

がん治療を行っている人の社会参加および就労支援を図るため、かつらの購入費用の一部を助成します。詳しい内容については、健康ほけん課健康づくり推進班まで問い合わせください。

○対象者 次の条件を全て満たす人

① がん治療を受けている人または過去1年以内に受けていた人

② 市内に住所を有し、補助金の交付の申請日から起算して過去1年以上引き続き市内に住所を有している人

③ 市税など滞納がない人

④ 過去にこの補助金の交付を受けていない人

○補助額 かつらの購入に係る費用の2分の1にがん治療証明書の取得に係る費用を加えた額(上限額)

○減免が受けられる要件

次のいずれかに該当すること

▼障がい者が取得し、自ら運転する軽自動車

▼障がい者のために生計を一にする人が取得し、専ら障がい者の通学、通院、通所、仕事のため運転する軽自動車

▼障がい者が所有し、障がい者のみの世帯のために常時介護する人が運転する軽自動車

※障害等級によつては減免が適用とされない場合があります。

○減免の対象となる台数

障がいがある人につき、自動車税も含め1台限り

○申請期間 令和2年度納税通知書到着後5月25日(月)

○申請書類 軽自動車税減免申請書、運転免許証、車検証、身体障害者手帳など、印鑑、通院または通学・通所証明書(本人運

2万円)

○必要書類 ①がん治療受診証明書②がん治療受診証明書の領収書の写し③かつらの購入に係る領収書の写しなど

○問 健康ほけん課健康づくり推進班

(☎22・9125)

子育て応援ガイドブック「おひさま」を配布

市内の児童福祉施設や医療機関、公園、飲食店の情報など、子育て中の家族に役立つ情報を掲載したガイドブックを作成しました。

日ごろの子育てなどに悩んでいる人などは、ぜひご利用ください。

○対象者 未就学児のいる家庭および4月以降に妊娠届を提出する妊婦さん

○配布方法 就園児がいる家庭は、保育所などを通して配布します。また、未就園児がいる家庭は郵送します。4月以降に妊

娠届を提出する妊婦さんには、妊娠届出時に配布します。

○問 こども未来課子育て支援班

(☎22・9137)



第2期平戸市子ども・子育て支援事業計画

市では今後の子ども・子育て支援を充実していくための計画を策定しました。

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に定められた「市町村行動計画」で、令和6年度までの5年間に必要とされる支援の見込量を設定し、具体的なサービスを確保するための方策などを示すものです。

「健やかで笑顔とやさしさがあふれる地域社会の形成」を基本理念として、社会全体で子育て支援施策を進めることとしています。策定にあたっては、平成30年度に行った平戸市子育て応援ニーズ調査を基に、平戸市子ども・子育て会議にて協議を行いました。

第2期平戸市子ども・子育て支援事業計画の詳細は、市ホームページからダウンロードできます。

○問 こども未来課子育て支援班

(☎22・9137)

軽自動車税の減免について

身体に障がいなどがある人に対する軽自動車税の減免制度があります。障害者手帳などをお持ちの人で一定の要件に該当する人は、軽自動車税の減免が受けられます。

なお、軽自動車税の減免申請は、毎年度行う必要があ

る場合がありますので、お早めにご来場ください。

○対象者 次の方を満すことが必要です。

①平戸市内にある建物
②空き家であること
③半分以上が一般の住宅として使用されていたこと
④木造であること
⑤老朽化について、一定以上であること

※職員による現地調査を実施します。その際は内部も調査しますので、立会をお願いしています。

○対象経費 対象となる経費は、解体工事費の80%、または、国の基準額の80%のいずれか少ない額。

○補助額 右の対象経費の2分の1(上限80万円)

※予算に限りがありますので、お早めにご相談ください。

○申請方法 都市計画課窓口にある受付票に必要事項を記入し提出してください。

○受付期間 4月13日(月)～5月15日(金)
○問 都市計画課建築営繕班 (☎22・9166)

転以外の場合で初年度申請時に提出必要)
○申請場所 税務課住民税班、各支所市民協働班、各出張所
○問 税務課住民税班 (☎22・9116)

平戸税務署からのお知らせ

申告・納付期限延長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税(および復興特別所得税)、贈与税および個人事業者の消費税(および地方消費税)の申告期限・納付期限を4月16日(木)まで延長する事になり、平戸税務署でも確定申告会場を4月16日(木)まで開設します。

○受付時間 午前9時～午後4時

※土・日曜日および祝日は休みです。申告相談の受付は、原則として午後4時までとしています。終了間際は大変混雑す

平戸市老朽危険空き家除却費補助事業

この事業は、安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化した空き家の除却を行なう人に対し費用の一部を助成する制度です。空き

想いをかたちに...
故人と語り、自分を見つめ直す...
お墓は大切な家族の記念碑です。
墓石・記念碑・設計～施工
有限会社 松永石碑店
〒859-5704
長崎県平戸市生月町山田免2331
TEL 0950-53-2816

優しく、痛みなく、丁寧な説明
NATURAL TEETH 歯
なちゅらるティース
痛みがなくても定期的に通ってほしい
完全予約制 生月 歯医者 検索
診療時間：9:00～13:00・14:00～18:00
休診日：日祝日、その他
長崎県平戸市生月町老部浦3-1
(生月JAガソリンスタンド近く)
TEL 0950-26-5555

CAR SHOP
Tanaka Motors
田中モータース
新車・中古車販売
車検 点検 钣金 保険
田中モータース
〒859-5152 長崎県平戸市鏡川町1146-1 TEL 0950-22-2674

相続による名義変更はお済みですか？
登記費用のお見積もりは無料です。
まずはお気軽にお問い合わせください。
☎0950-26-0077
登記手続きならおまかせください！スタッフ一同お待ちしております！
松田信哉司法書士法人 平戸事務所
代表司法書士 松浦寛 (登録番号：長崎445号)
平戸市築地町561-1 (平戸市役所から徒歩3分)



平戸図書館の本を借りた人（平戸市民に限る）で、英字新聞を希望される場合、保管期間が切れたものを、カウンターにてお譲りします。数に限りがあるため、1人につき1日分のみとなります。また、なくなり次第終了となりますので、ご了承ください。

○とき 4月29日（水）午前10時～

○ところ 平戸図書館

◎問 平戸図書館
（☎22-4017）

図書を借りた人に保管期間切れの英字新聞を譲ります

敬老祝金の支給対象者と支給金額が変更になります

◎問 長寿介護課高齢者支援班 ☎22-9133

本市に居住する高齢者に対して、長寿を祝福し敬老の意を表することを目的として支給している敬老祝金の支給対象年齢は満77歳および満88歳を令和2年度から満80歳に一本化し、支給金額についても変更となります。なお、今回の敬老祝金の見直しにより生じる財源は、今後の高齢者の介護予防や健康寿命を伸ばすための施策に活用し、高齢者がいつまでも元気で生き活きた生活ができるよう支援していきます。

改正前		改正後	
支給対象者 (9月1日現在)	支給金額	支給対象者 (9月1日現在)	支給金額
満77歳の人	8,000円	満80歳の人	10,000円
満88歳の人	10,000円		

※昭和6年9月2日から昭和17年9月1日までに生まれた人は、令和2年度から令和4年度までの間に経過措置を設けています。該当となる人には、事前に通知書が送られてきます。

敬老祝金給付見直しの主な理由	
平均寿命の延伸 本市の平均寿命は平成27年国勢調査時では、男性79.7歳、女性86.5歳と年々伸びており、総人口の減少と相まって、高齢化率は上昇している	高齢者を取り巻く環境の充実 介護保険制度の創設により、介護・介護予防・住まい・生活支援サービスの提供など、各々が必要なサービスを受けることが可能となった。また、高齢者対策として、地域包括支援ケアシステムの構築や健康づくり、社会参加事業など、さまざまな事業を実施している。
介護給付費・後期高齢者数の増加 後期高齢者の増加により、今後、介護給付費などの増加が見込まれる	健康寿命延伸に係る事業への転換 元気な高齢者を増やすため、地域の実情やニーズに合った事業の展開が必要である

お知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当額の改定について

令和2年4月から手当月額が左記のとおり改定されました。

		手当月額(改定前)	手当月額(改定後)
児童扶養手当	全部支給	42,910円	43,160円
	一部支給	42,900円～10,120円	43,150円～10,180円
	第2子加算額	全部支給 10,140円 一部支給 10,130円～5,070円	10,190円 10,180円～5,100円
	第3子以降加算額	全部支給 6,080円 一部支給 6,070円～3,040円	6,110円 6,100円～3,060円
	特別児童扶養手当	1級 52,200円 2級 34,770円	52,500円 34,970円

◎問 こども未来課子育て支援班
（☎22-9137）

令和2年度国民年金保険料の納付書での2年前納について

令和2年度国民年金保険料の口座振替・クレジットカード納付の前納申し込みは終了しましたが、現金（納付書）での納付は可能です。この場合、4月末までに申請が必要となります。

2年前納（納付書）を希望する人は、基礎年金番号がわかるものをご用意のうえ、佐世保年金事務所に問い合わせてください。

◎割引額 2年前納（納付書）14,590円

◎問 佐世保年金事務所
（☎0956-341189）

お口「いきいき」健康支援（口腔ケア）事業を利用しましょう

この事業は、日ごろからお口を健康に保つことによる病

気の予防、身体機能の向上などを目的として実施しています。

この機会にぜひ受診して、お口の健康状態をチェックしませんか。

◎対象者 市内に住所を有する後期高齢者医療被保険者（75歳以上の人および65歳以上で障害認定を受けた人）

◎申込先 健康ほけん課国保年金班、または指定の歯科医院を通じて長崎県後期高齢者医療広域連合へ申し込みください。

◎受診方法 申込後に送付される受診券と健康保険証を、指定の歯科医院で提示してください。お口の健康指導が受けられます。※むし歯の治療などは対象外です。受診できる歯科医院は、長崎県歯科医師会加盟の歯科医院となっています。

◎自己負担 無料

◎問 健康ほけん課国保年金班
（☎22-9124）

消火器の維持管理について

消火器の維持管理についてご紹介します。

Q 消火器の交換時期は？

A 各消火器メーカーでは、交換推奨年数が8～10年（住宅用消火器は5年）となっています。耐用年数が過ぎていると使用時に消火薬剤が噴射できない可能性があります。また、腐食・変形したものは消火器が破壊し怪我をするおそれがありますので使用しないでください。

Q 期限を過ぎた消火器はどうしたらいいの？

A 古い消火器の「消火剤の放射」や「解体」は、自分で行わず、販売店などにリサイクルの依頼・相談をしてください。

また、消火器は緊急の際すぐに手にできるように目立つ場所に設置し、直射日光を避け、湿気の少ない場所に保管してください。

◎問 消防本部予防課
（☎22-3167）

北農成人大学講座

令和2年度県立学校地域開放講座「北農成人大学講座」を開催します。

○とき 5月16日（土）～10月17日（土）の土曜、午前10時から正午の計8回

○ところ 北松農業高校

○主な内容 野菜・果樹・花類の管理、菓子類の製造、まゆ玉製作など

○募集人員 30人程度

○実習材料費 5千円

○募集期間 4月7日（火）～21日（火）

○申込方法 北松農業高校へ電話で申し込みください。（担当 城戸・石原）

○その他 応募多数の場合は、未経験者を優先します。詳しい内容については本校ホームページをご覧ください。

◎問 北松農業高等学校
（☎57-0512）

各種相談

市役所では、市民の皆さんが普段の生活の中で抱えている悩みや困りごと、また、お仕事で就職や創業などを考えている人たちなどに対し、各種専門の相談員に相談できる窓口を用意しています。

今月は下記の日程で開催しますので、お気軽にお越しください。

■年金相談（完全予約制）

○4月7日（火）10：00～15：00

市役所本庁3階会議室

○4月14日（火）10：00～15：00

市役所本庁3階会議室

○4月21日（火）10：00～15：00

市役所本庁3階会議室

年金相談予約 ☎0956-34-1189

佐世保年金事務所お客様相談室受付時間（平日）8：30～17：00（相談日の前日までにご予約ください）

☎健康ほけん課国保年金班 ☎22-9124

■消費生活巡回相談・定例行政相談

○4月8日（水）13：00～15：00

生月地区（生月支所）

○4月22日（水）13：00～15：00

田平地区（田平支所）

※生月地区については、弁護士が同席します。

☎市民課内消費生活センター ☎22-9122

■よろず相談会

（事業者の経営上の課題解決支援のための相談会です）

○4月17日（金）9：00～17：00

田平町民センター（研修室2）

☎商工物産課商工新産業班 ☎22-9141

■個別創業相談会（事前予約している人を優先）

○4月8日（水）10：00～16：00

平戸市役所商工物産課内

○4月22日（水）10：00～16：00

平戸市役所商工物産課内

☎商工物産課商工新産業班 ☎22-9141

■若者応援相談会in平戸

○4月8日（水）11：00～16：00

未来創造館会議室A

☎商工物産課商工新産業班 ☎22-9141

■ハローワークin平戸市

○4月10日（金）10：00～15：00

平戸商工会議所2階会議室

○4月24日（金）10：00～15：00

平戸商工会議所2階会議室

☎商工物産課商工新産業班 ☎22-9141

暮らしに
役立つ情報
がここに

普段の生活に欠かせない情報を「お知らせ」

令和2年度固定資産税の縦覧・閲覧期間

■と き（土・日・祝日を除く）

○縦覧 4月1日（水）～6月1日（月）

○閲覧 4月1日（水）以降

■ところ 税務課固定資産税班、各支所・出張所、度島連絡所※度島連絡所は閲覧のみ

■持参するもの

○本人 本人確認できるもの・印かん

○代理人 委任状・代理人確認できるもの・印かん

☎税務課固定資産税班 ☎22-9117

延長窓口

本庁市民課では、平日の開庁時間に来庁できない人のために、時間外に証明書などを発行するサービスを実施しています。サービスを利用される場合は、必ず当日の午後5時までにご連絡ください。

■4月の延長窓口実施日

4月1日（水）～6日（月）※土・日は除く・9日（木）・16日（木）・23日（木）・30日（木）

■延長時間 午後5時15分～午後7時

■開設場所 本庁市民課

■受付内容 転入・転出・転居届

■交付できる証明書

○住民票の写し ○戸籍謄（抄）本

○戸籍附票の写し ○印鑑登録および印鑑証明書

※各支所・出張所では実施していません。

※証明の種類によっては、委任状が必要になる場合があります。また、印鑑登録は即日登録できない場合がありますので、事前にご確認ください。

☎市民課戸籍住民班 ☎22-9123

お知らせ

戦没者などの遺族の皆さんへ第11回特別弔慰金の支給

戦後75周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者などの遺族に特別弔慰金を支給します。

○支給対象者 戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける人（戦没者などの妻や父母など）がいない場合に、次の順番による優先順位のご遺族一人に支給。

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける人（戦没者などの妻や父母など）がいない場合に、次の順番による優先順位のご遺族一人に支給。

2. 戦没者などの子

3. 戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 1から3以外の戦没者などの三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

○支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

○請求期間 4月1日から令和5年3月31日（請求期間を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください）

○受付場所 市役所福祉課窓口、各支所・出張所 詳しい内容については、福祉課総務班に問い合わせください。

○問 福祉課総務班（☎22-9130）

令和2年度補助事業の申請団体を募集

募集期間4月1日（水）～30日（木）

あなたの「元気・やる気・その気」を応援します！

市では、協働によるまちづくりの実現を目指し、各種施策に取り組んでいます。令和2年度も市民の皆さんが自主的に企画、運営する公益的な地域力向上のための活動などに対し募集を行います。補助事業の内容は下記のとおりです。

☎地域協働課協働政策班 ☎22-9105

やらんば市民活動サポート事業補助金

予算額 135万円

■はじめの一步部門

市内で活動を始めようとする団体、または活動を行っている団体で経営基盤の弱い団体に事業費を補助。（事業費補助）

■活動ステップアップ部門

活動を継続して展開し、事業活動の活性化を目指す団体に対しての補助。（事業費補助）

■アドバイザー等招へい部門

活動の継続・活性化、団体の自立強化を目的にアドバイザーを招へいし、学習会などを開催する団体に対しての補助。（事業費補助）

■新規事業チャレンジ部門

多様化する地域課題や市民活動団体などが企画するまちづくり事業に対しての補助。（事業費補助）

市民力アップ支援事業補助金

予算額 500万円

■募集事業

市民活動団体などの拠点施設整備や街中の休憩施設などを整備する事業

■事業例

空き家などを活用した活動拠点（コミュニティの場）の整備や地域文化の情報発信を目的とした看板の設置など

■補助額

1団体当たり500万円以内（補助率9/10以内）

■応募資格

市内に住所を有する5人以上で組織された団体で、次の要件に該当するもの（※営利団体であっても事業内容が公益的な場合は可）

1. 年間の活動計画が明確であること
2. 申請団体が既存団体の下部組織である場合は、当該事業において上部組織から助成を受けていないこと
3. 対象事業が国、県およびその他の団体などから助成を受けていないこと